

平成 20 年 8 月 6 日

各 位

本店所在地	大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号
会社名	株式会社 アクセス
代表者の 役職氏名	代表取締役 松 浦 徹 (JASDAQ コード番号 : 4 7 0 0)
問い合わせ先	管理本部 本部長 取締役 山 田 欣 吾
電話番号	(0 6) 6 2 0 8 - 1 6 0 0

再発防止策の実施状況及び外部調査委員会の最終答申時期の変更のお知らせ

平成 20 年 6 月 20 日付「社内調査委員会の最終報告について」において公表いたしましたとおり、この度、発覚いたしました平成 17 年 3 月期を中心とした不適切な会計処理のような事態を、二度と起こす事がないよう、関係者の処分及び再発防止策を策定いたしました。

その後、平成 20 年 6 月 27 日付「外部調査委員会の中間答申の受領について」で公表いたしましたとおり、外部調査委員会から、その処分内容及び再発防止策が概ね適正である旨の中間答申を受領いたしました。

今回は、現時点における再発防止策の実施状況及び外部調査委員会からの最終答申時期の変更について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 再発防止策の実施状況

関係者の処分及び再発防止策につきましては、可能なものから既に順次実施いたしております。
(その具体的実施状況は、別紙「再発防止策スケジュール」に記載のとおりです。)

関係者の処分を含めた再発防止策の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 関与者の処分

(ア) 主導的関与者

元代表取締役社長 村上次男氏

前代表取締役社長 北 博之氏

・刑事告訴(2008年7月4日)

・民事損害賠償請求(外部調査委員会の最終答申を踏まえすみやかに行う。)

- (イ) 前代表取締役専務及び前常務取締役等
 - ・取締役の辞任
 - ・役員退職慰労金の辞退および返還
- (ウ) その他の関与者（社員）
 - ・労働基準法で定められる上限金額を減給（関与度合いに応じて3ヶ月～1ヶ月）
- (エ) 監査役会
 - ・報酬の一部返上
- (オ) 現経営陣
 - ・役員報酬10%（1ヶ月）の割合を減額

(2) 統制環境の不備に対する改善策

(ア) 当社の企業風土の改善

新経営体制への移行

- ・新代表取締役社長及び新取締役専務が就任（平成20年6月28日付）
- 元代表取締役社長の持株比率の低下とガバナンス評価委員会の新設
- ・持株比率低下のための最善の努力
 - ・ガバナンス委員会（外部調査委員会からの移行）の新設は最終答申後を予定
- 中期事業計画の策定
- ・以下の経営方針をもとに中期事業計画を策定する。
 - ア．継続的に収益を上げ続ける企業への転換
 - イ．優良顧客の確保と新規顧客の獲得
 - ウ．付加価値のあるリスクの少ないビジネスへのシフト

(イ) コーポレートガバナンスの改善

経営陣の刷新

- ・実施済

取締役会の活性化

- ・取締役会への参加者を増やす。

取締役、監査役の他に、必要に応じて、内部監査室長、企画室長、各本部長が随時、出席できるようにし、今後においても、かかる改善を、より一層徹底し、継続的に実施する。

監査役的活動・監査役会の活性化

- ・内部監査室の増員強化
- ・定期的な内部監査室と監査役会との意見交換
- ・内部監査室から監査役会へのレポートの提出（毎月1回）
- ・管理本部および営業本部などからの監査役会への定期的報告（最低でも3ヶ月に1回）
- ・監査役会によるコンプライアンス体制及び管理体制のチェック（最低でも6ヶ月に1回）

(ウ) コンプライアンス意識の改善について

コンプライアンス教育の強化

- ・経営陣に対し、定期的に外部の専門化を招いてコンプライアンスの教育を実施
 - ・社員の外部でのコンプライアンス研修への参加及び報告制度の導入
- その他コンプライアンスに関する啓発活動
- ・アクセスコンプライアンスポリシーを制定し、平成 19 年 5 月 18 日にまとめたアクセス credo のさらなる周知徹底の実施
- 各種規程等の見直し
- ・コンプライアンス遵守の企業風土を醸成するため、倫理規程を整備
 - ・懲戒規程の見直し（違法行為への罰則の強化等）
 - ・不適切な会計処理防止のためのマニュアル等の整備（特に、売上の計上処理に関する明確なルール、手続きなどを重点実施）

（３）組織・人事制度及び業務処理の改善

（ア）社内牽制システムに関する改善策

- ・予算計画、売上計画及び利益計画等のプロセス改善
各本部にて立案したものを企画室で検証した後に、最終計画を作成
- ・予実管理の改善
管理本部から提出する原価計算書をもとに、各本部内で実態を反映した予実管理表を作成
- ・内部統制ツールの導入
内部統制の業務フロー、リスクコントロールマトリクス、業務記述書の社員への周知徹底と改善点の検証

（イ）管理本部の体制に関する改善策

- ・管理本部体制の刷新
管理本部長及び管理部長の異動を行うと同時に外部から経験豊富な人材を採用
- ・稟議書を含む申請書類のフォーマットの改訂

（ウ）営業本部の体制に関する改善策

- ・営業情報の課長職以上の幹部社員への開示
- ・毎月 1 回、課長職以上での定期的な営業会議の開催
部門間のみならず担当者間での相互牽制を目的
- ・他部署との相互牽制の強化
見積書、契約書の作成にあたっては、開発本部長及び管理本部長の事前承認を必須要件とした

（エ）開発本部の体制に関する改善策

- ・PMO(プロジェクトマネジメントオフィス)によるレビューと報告制度の導入
原則、全案件については、PMO が、プロジェクト開始前、実施中、終了後、それぞれレビューを行い、本部長会及び取締役会に報告する
- ・重要案件のレビュー
5,000 万円超の重要案件については、PMO がお客様を交えた進捗会議や報告会にも常に参加し、問題点の早期発見に努める

(オ) 業務処理に関する改善策

- ・販売管理において、部門内と部門間の二重チェック体制の導入
価格設定及び提案・見積書の作成から、受注、納品及び検収までの業務フローを見直しと二重チェック体制の導入
- ・契約管理の改善
契約書類の作成は、必ず営業本部及び開発本部にて行い、各部門及び営業本部のチェック後でなければ締結できない制度とすることで、不正を防止
- ・売上管理の不正防止
売上計上は、管理本部にて月次で確認し、それを営業本部及び開発本部長に報告することで、不正を防止
- ・外注費の不正防止
各部門長からの稟議書による事前承認制とし、月次の営業会議で管理本部からそれを報告することで、不正を防止
- ・滞留売掛債権管理の改善
管理本部で請求・入金を月次で確認し、それを各部門長に報告することにより不正取引を発見・防止

(4) 監視活動の改善

(ア) 内部監査機能の強化

- ・内部監査室の幹部社員の増強
- ・内部監査室と監査役会との間での情報伝達体制を強化のための定期会合の設置
- ・内部監査計画の修正

(イ) 内部通報制度（ヘルプライン）による補完

- ・平成 20 年 4 月 1 日から実施
- ・顧問弁護士事務所を外部通報窓口として追加
(内部通報者の保護を目的に、8 月 1 日から実施)

以上が、これまでの再発防止策の実施状況ですが、今後とも、更なる見直し・改善を実施し、実効性のより高いものにしていきたいと考えております。

再発防止策の実施状況については、今後も継続的にお知らせさせていただく予定です。

2. 外部調査委員会の最終答申時期の変更

外部調査委員会の答申につきましては、検察庁の捜査結果や起訴・不起訴等の最終処分などを踏まえ、損害賠償請求の是非も含めて、最終答申を受領する予定でした。

しかしながら、先般、外部調査委員会から諸般の事情を勘案して、最終答申提出の時期をもう少し先にしたい旨の報告を受けました。

その理由といたしましては、最終答申は、村上氏の刑事事件の推移（村上氏の弁明、証拠等）や村上氏との所有株式の売却に向けた協議の進捗状況を勘案して作成する必要があるところ、村上氏

は、起訴事実を否認しており、現在も勾留中で村上氏の所有株式の第三者への売却について、十分な協議を行っていない状況にあり、当社の村上氏に対する損害賠償請求の内容及び提訴の時期についても的確な判断が困難な状況にあることなどをご指摘いただいております。

当社といたしましては、上記の外部調査委員会の判断を尊重したいと考えております。

従いまして、最終答申の受領時期が変更することとなりますので、ここにご報告いたします。また、最終答申の受領時期が具体的に決定した際には、改めてお知らせいたします。

なお、村上氏及び北氏に対して民事責任も問うなど、今般発生した不適切な会計処理に關与した者に対して厳正な処分を行うこと自体には、何らの変更はございません。

3. 最後に

当社は、村上氏の当社に対する影響力を低下させるためにも、村上氏の所有株式の第三者への売却交渉は、最重要課題の一つであると認識いたしており、その実現に向け、最大限の努力を行ってまいり所存です。

今後、再発防止策を実行あらしめ、過去のしがらみを完全に断ち切り、「新生アクセス」として、再出発を図ってまいります。

お客様及び株主の皆様をはじめ関係者の方々には、引き続き、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めて心よりお詫び申し上げます。

今後は、このような不祥事を二度と起こさない会社にすると同時に、企業価値を高め、皆様がたに報いていく所存でございますので、どうかこれまでと変わらないご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

別紙 「再発防止策スケジュール」

再発防止策		進捗 (完了: 着手中:)	日程											
			7月		8月		9月		10月		11月		12月	
			上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
(1) 関係者の 処分	主導的関与者			状況を踏まえ、損害賠償請求内容、訴訟提起時期決定										
	その他の役員			取締役辞任 役員退職慰労金の辞退または返還										
	監査役			一部報酬返上										
	その他の関与者			表彰懲戒規程に基づく処分										
(2) 統制環境 の不備に 対する改 善策	(ア) 当社の 企業風土の改 善	新経営体制への移行		第14会定時株主総会にて選任										
		元代表取締役の持株 比率の低下とガバナンス 評価委員会の新設		外部調査委員会の最終答申受領後、ガバナンス評価委員会へ移行予定										
		中期事業計画の策定		中長期事業計画の策定										
	(イ) コーポ レートガバ ナンスの改 善	経営陣の刷新		第14会定時株主総会にて選任										
		取締役会の活性化		定時取締役会に内部監査室長、企画室長、各本部長の継続的な参画										
		監査役的活動・監査 役会の活性化		業務執行状況、コンプライアンス態勢や管理態勢のチェック										
(ウ) コンプ ライアンス意 識の改 善	コンプライアンス教育 の強化		経営陣への外部専門家による定期的なコンプライアンス研修の実施											
	その他コンプライ アンスに関する啓 発活動		社員教育、啓蒙の継続の実施											
	各種規程等の見直し		各種規程の見直し実施(倫理規程、表彰懲戒規程、経理規程等)											
(3) 組織・人事 制度及び 業務処理 の改善	(ア) 社内牽制システムに関する改善策			内部統制と連携した PDCAによる継続的实施 業務フローの見直し、相互牽制機能の強化										
	(イ) 管理本部の体制に関する改善策													
	(ウ) 営業本部の体制に関する改善策													
	(エ) 開発本部の体制に関する改善策													
	(オ) 業務処理に関する改善策													
(4) 監視活動 の改善	(ア) 内部監査機能の強化			人員増強実施 内部監査計画の見直し		内部監査の継続的实施								
	(イ) 内部通報制度(ヘルプライン)による補完			外部通報窓口の設置										